

議 事 録

農 業 委 員 会 総 会

(令和3年 3月 3日)

吉野ヶ里町農業委員会

1. 日時 令和3年3月3日(水) 午前9時00分

2. 場所 吉野ヶ里町役場東脊振庁舎 大会議室

3. 出席者の状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の有無	議席 番号	氏 名	出欠等 の有無
会長	中村 榮 憲	出	松隈	築地 孝 彦	出
副会長	原 武 学	出	石動	元石 久 隆	出
2	江口 啓 子	出	三津	城尾 良 信	出
3	中村 佐代子	出	大曲	福島 啓 洋	出
5	城島 訓 浩	出	吉田	北島 知 典	欠
6	荒木 清 隆	出	田手	森 勝 浩	出
7	森田 利 光	出	豆田	原 隆 司	出
8	小林 宏	出	箱川	江頭 秀 臣	出
9	大坪 敏 博	出			
10	木下 大 学	欠			
11	内川 正 良	出			

4. 本会議の書記は次のとおりである。

事務局	[局長] 前山 章	係長 梅野 和子 係員 田中 貴章
-----	-----------	----------------------

5. 議事録署名委員の指名 5番 城島 訓浩 委員 6番 荒木 清隆 委員

6. 議 事

第1号報告	農業経営基盤強化促進法第18条第6項の規定による通知書	6件
第1号議案	農地法第3条の規定に基づく許可申請案件	6件
第2号議案	農地法第4条の規定に基づく許可申請案件	1件
第3号議案	農地法第5条の規定に基づく許可申請案件	2件
第4号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和2年度 第12号農用地利用集積計画(案)の決定案件	26件
第5号議案	農地売買等特例事業における農地の単価設定の見直しについて	

○ **事務局長** 皆さんおはようございます。只今より令和3年3月の吉野ヶ里町農業委員会総会を開催致します。それでは、会長の挨拶をお願いします。

○ **会長** 皆さんおはようございます。本日もみなさんよろしくをお願いします。

(会長 あいさつ)

○ **事務局長** それでは本日の出席委員ですが、11名中10名ですので定足数に達しております。総会は成立致します。推進委員は7名出席です。それでは、吉野ヶ里町農業委員会会議規則の第6条に基づき、議長は会長が努めることとなっておりますので、以降の議事進行は中村会長にお願い致します。

(会長、これより議長に変わる。)

○ **議長** それでは、総会の次第によりまして、2番の議事録署名委員の指名を行います。

5番 城島 訓浩 委員 6番 荒木 清隆 委員、議事録署名をお願い致します。

○ **議長** 3番の議事に入ります。

第1号報告	農業経営基盤強化促進法第18条第6項の規定による通知書	6件
第1号議案	農地法第3条の規定に基づく許可申請案件	6件
第2号議案	農地法第4条の規定に基づく許可申請案件	1件
第3号議案	農地法第5条の規定に基づく許可申請案件	2件
第4号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和2年度 第12号農用地利用集積計画(案)の決定案件	26件
第5号議案	農地売買等特例事業における農地の単価設定の見直しについて	

以上を議題と致します。それでは早速、議案に入ります。第1号報告について説明をお願いします。

○ **事務局長** 1ページをお願いします。第1号報告 18条第6項の規定による通知書 合意解約-1から6を朗読。説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。合意解約の報告となっております。

○ **議長** 続きまして、第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請案件 整理番号3-1について説明を求めます。

○ **事務局長** 7ページをごらんください。第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請案件 整理番号3-1について説明します。

整理番号 3-1 を朗読。所有権設定に関する農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、8 ページの調査書のとおりで、2 項は該当しない。第 2 項 7 号の地域調和を朗読。よって条件を満たしています。申請地につきましては、9 ページに位置図、10・11 ページに字図の写しを添付しております。説明は以上です。

- **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見をお願いします。
- **〇番（〇〇委員）** 問題ないと思います。
- **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇委員ご意見をお願いします。
- **〇〇最適化推進委員** 問題ないと思います。
- **議長** 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。
- **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 3-2 について説明を求めます。

○ **事務局長** 20 ページをごらんください。第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 3-2 について説明します。

整理番号 3-2 を朗読。所有権設定に関する農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、13 ページの調査書のとおりで、2 項は該当しない。第 2 項 7 号の地域調和を朗読。よって条件を満たしています。申請地につきましては、14・15・16 ページに位置図、17・18・19 ページに字図の写しを添付しております。説明は以上です。

- **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見をお願いします。
- **〇番（〇〇委員）** 問題ないと思います。
- **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇委員ご意見をお願いします。
- **〇〇最適化推進委員** 問題ないと思いますが、吉田の土地は把握していないので吉田の方に確認してください。
- **事務局** 荒れた土地もあるんですけども 3 条の取得要件にすべての農地を耕作するということになってますので、その部分も含め耕作するということで確約書をとっています。

- ○○最適化推進委員 わかりました。
- 議長 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。
- 議長 ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。
はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。
- 議長 続きまして、第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請案件 整理番号3-3について説明を求めます。
- 事務局長 20ページをごらんください。第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請案件 整理番号3-3について説明します。
整理番号3-3を朗読。所有権設定に関する農地法第3条第2項各号の判断につきましては、21ページの調査書のとおりで、2項は該当しない。第2項7号の地域調和を朗読。よって条件を満たしています。申請地につきましては、22ページに位置図、23ページに字図の写しを添付しております。説明は以上です。
- 議長 事務局の説明が終わりました。地元委員、○○委員・○○委員ご意見をお願いします。
- ○番(○○委員) 問題ないと思います。
- ○番(○○委員) 問題ないと思います。
- 議長 続きまして、地元最適化推進委員、○○委員ご意見をお願いします。
- ○最適化推進委員 これまでも譲受人の方が耕作されていたので問題ないと思います。
- 議長 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。
- 議長 ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。
はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。
- 議長 続きまして、第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請案件 整理番号3-4について説明を求めます。
- 事務局長 説明をする前に3-4・3-5・3-6は同じ場所にありますので、一括して説明させていただきます。24ページをごらんください。
整理番号3-4・3-5・3-6を朗読。賃貸借権設定に関する農地法第3条第2項各号の判断につきましては、25・27・29ページの調査書のとおりで、2項は該当しない。第2項7号の地域調和を朗読。よって条件を満たしています。申請地につきましては、30ページに位置図、31ページに字図の写しを

添付しております。説明は以上です。

- **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見をお願いします。
 - **〇番（〇〇委員）** 農地として使用される問題ないと思います。
 - **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、福島委員ご意見をお願いします。
 - **〇〇最適化推進委員** 特に問題ないと思います。
 - **議長** 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。
 - **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。
- はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第2号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請案件
整理番号 4-1 について説明を求めます。

○ **事務局長** 32ページをごらんください。第2号議案 農地法第4条の規定に基づく
許可申請案件 整理番号 4-1 について説明します。

整理番号 4-1 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外。農地の区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない第2種農地と判断されます。転用目的の植林は、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地につきましては、33ページに位置図、34ページに字図の写し、35ページに土地利用計画図を添付しております。

説明は以上です。

- **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見をお願いします。
 - **〇番（森田委員）** 34ページの図を見てもらうとわかりますように申請地の西側に4枚の田がありますけども現在は4枚とも耕作がされていないという事です。北側は全部杉山。南も杉と竹で荒れているということで、クヌギを植えても支障がないので問題ないと思います。
 - **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇委員ご意見をお願いします。
 - **〇〇最適化推進委員** 問題ないと思います。
 - **議長** 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。
 - **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。
- はい、全員挙手です。申請どおり県に進達したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件整理番号5-1について説明を求めます。なお今回は1,000㎡を超えていますので、代理人の方も出席されています。

○ **事務局長** 36ページをごらんください。第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件 整理番号5-1について説明します。こちらはですね、先月保留となった案件でございます。

整理番号5-1を朗読。申請地は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。転用目的の資材置き場は、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地につきましては、37ページに管内図・位置図、38ページに字図の写し、39ページに現況平面図、40ページに土地利用計画図、41ページに造成計画平面図、42ページに断面図、43ページに始末書、44・45・46ページに写真を添付しております。

説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。先月継続審議となっていました案件ですが、図面、特に断面図が変わっており差し替えとなっています。また、前回出た皆様の意見、それにおける対応を文書化しておりお配りしております。お配りしました文書と図面を比較し、皆様に判断してほしいと思います。それでは説明をお願いします。

○ **代理人** 失礼します。前回の総会で指摘されておりました南側水路・東側水路の雨水・土砂が流れ込んだとき、被害が生じる恐れがあるため、法面保護の改善をお願いします。ということで、東側については高さがありますので、小段を設けて緩やかな勾配にし、南北にU字溝を設置しその中間付近に溜枡を設置し、東側の水路に流すように予定をしております。また南側の法面についても商談を設け緩やかな勾配にし、東側の境界にコンクリートブロックを土留めのため設置いたしますので、そこに水抜き穴を通して東側水路に流します。また全ての法面に芝を貼る予定です。また今後資材置き場で利用する際高さ2mまでとし、法面からも2m離して資材を置くように土地利用をしていきたいと思っております。また、法面の土羽だけでなく境界にもブロックが必要なのではないかとのご意見をいただきましたが、北側からぐるっと境界側にCBブロックを3段設置するのようにしたいと思っております。それと真砂土とか土を置くので枡などを設置してほしいとのことでしたので、小段のここ

ろに U 字溝及び柵を設けて流失するのを防いでいきたいと思います。あと南側の西側になるんですけども、石積みを現在されておりますが裏側にコンクリートを打たれてあるということで、崩落の危険がなくまた、土留めの機能を有しているのでそのまま利用していきたいと思っています。前回あった改善点は以上です。

○ **議長** 説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

○ **〇番（〇〇委員）** 先日現地で説明を受けました。南の石積みはさっき言われたとおり石積みをするとき生コンを打たれたそうです。そこは崩れる心配はないと思います。東側はブロックを 3 段積まれるんで土留めにはなると思います。この図面どおりしていただければ問題ないと思います。

○ **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

○ **〇〇最適化推進委員** 先日申請人と代理人と不動産屋さん和我们 6 人で現場を見に行きまして、東側はそんなに問題はないと思って南側はちょっと心配だったんですけども、まあ緩やかにして、芝を貼って資材も高さ 2m までにしてそこから 2m 離すということで、ブロックも 3 段で置いてもらうということで、別に問題ないと思います。

○ **議長** 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。

○ **〇番（〇〇委員）** 駐車場にダンプであるんですけど、申請地に入る道路ですけどね、北から入るか南から入るか知らないですけども、道路があまり広くなかったと思うんですけども、何軒か民家もあるようですし、そこらへんがどうかと思いますけど。

○ **譲受人** 今のご指摘はですね、南の方から約 300m くらい大型を利用させてもらっています。そして神埼市の道路なんですよ。市の方にも届けています。部落の区長さんにも届けて了解をいただいております。

○ **〇番（〇〇委員）** 幅員は十分にあるんですか。

○ **譲受人** 幅員は 3m あります。離合する場合もいったん止まって地元優先ということでさせてもらっています。

○ **7 番（森田委員）** わかりました。

○ **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県に進達したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第 3 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件整理番号

5-2について説明を求めます。

○ **事務局長** 47ページをごらんください。第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件 整理番号5-2について説明します。

整理番号5-2を朗読。申請地は、農振農用区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外。農地の区分は、第3種農地になることが見込まれる区域として宅地化の状況が、住宅の用に供する施設と連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域のため第2種農地と判断されます。転用目的の一般住宅は、周辺の他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地につきましては、48ページに位置図、49ページに字図の写し、50ページに土地利用計画図、51ページに建物平面図、52ページに建物立面図、53ページにカーポートの平面図、立面図を添付しております。

説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

○ **〇番（〇〇委員）** 周りも宅地化されており、問題ないと思います。

○ **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

○ **〇〇最適化推進委員** 特に問題ないと思います。

○ **議長** 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。

○ **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県に進達したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第4号議案 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和2年度第12号農用地利用集積計画（案）の決定案件について説明を求めます。

○ **事務局長** 54ページをごらんください。第5号議案 農用地利用集積計画集計表（利用権設定関係）について説明します。案件としましては、新規が11件、再設定が15件の計26件で、田が46筆113,588㎡、畑が5筆2,206㎡、合計の115,794㎡となっております。

次に55ページをお願いします。農用地利用集積事業実施状況は、利用権設定の前回までの累計面積4,399,629.66㎡、今回解約面積103,469.17㎡、今回計画といたしまして115,794.00㎡、現在の合計4,411,954.49㎡となっております。農用地利用集積計画については以上です。

- **議長** 続きまして、第5号議案 農地売買等特例事業における農地の単価設定の見直しについて説明を求めます。
- **事務局長** 56ページをごらんください。第5号議案 農地売買等特例事業における農地の単価設定の見直しについて説明します。第5号議案を朗読。説明は以上です。
- **議長** 事務局の説明が終わりました。質疑のある方は挙手をお願いします。
- **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。
- **事務局長** それでは、以上で、本日予定しておりました議題は、すべて終了致しました。これをもって、本日の総会は終わります。

閉会 午前9時40分